

申告期間は 2月16日(金)～3月15日(木)

市・県民税の申告

問 税務課 市民税グループ 内線2263、2264

平成29年度の市・県民税の申告をした方へ、2月上旬に平成30年度の申告書を送付します。
 ※申告書が届かない方でも、国民健康保険の加入者などで申告が必要な方、所得証明や非課税証明などが必要な方などは申告書を提出してください

時 2月16日(金)～3月15日(木) 9:00～16:00 ※土・日曜日を除く

場 駅北庁舎 4階大ホール

対 平成30年1月1日時点で多治見市に住居票のある方

申告方法 申告書(駅北庁舎、地区事務所で配布)と必要書類を持参して申告会場へ

※所得税の確定申告書を提出する方は市・県民税の申告不要

※所得が年金のみの方や還付申告の方は、駅北庁舎でも所得税の確定申告書の提出可

※期間中、職員が各会場で申告受付を行うため、電話対応ができない場合がありますのでご了承ください



▲駅北庁舎

市・県民税の申告相談(土・日曜日を除く)

| 申告会場 | 時 | | → 駅北庁舎4階大ホールの 地区別指定期日 |
|------------|-------------------|-------------|--------------------------|
| 駅北庁舎4階大ホール | 2月16日(金)～3月15日(木) | 9:00～16:00 | |
| 根本交流センター | 2月 | 20日(火) | 昭和校区 2月16日(金)、19日(月) |
| 滝呂区民会館 | | 21日(水) | |
| 小名田公会堂 | | 22日(木) | |
| 池田町屋公民館 | | 23日(金) | |
| 小泉公民館 | | 26日(月) | |
| 市之倉公民館 | | 27日(火) | |
| 南姫公民館 | 3月 | 1日(木) | 養正校区 2月23日(金)、28日(水) |
| 脇之島公民館 | | 2日(金) | |
| 笠原中央公民館 | | 5日(月)、6日(火) | |
| 旭ヶ丘公民館 | | 7日(水)、8日(木) | |

※期間中は会場が大変混雑するため、期日に余裕を持って申告してください。また駐車場台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を利用してください

申告に必要なもの

※申告内容によっては、追加書類が必要。不明な点は問い合わせください

- 印鑑(シャチハタ印などは不可)
- 個人番号(マイナンバー)と身元確認ができる書類など(9ページの「社会保証・税番号(マイナンバー)制度における確定申告や市・県民税申告手続きの取り扱い」を参照)
- 本人名義の振込口座の分かるもの(還付申告の方)
- 収入に関する書類
 - ・平成29年分の公的年金や給与の全ての源泉徴収票(原本)
 - ・平成29年分の個人年金や内職などで請け負った業務に対する支払いなどの支払調書
 - ・満期になった保険金などの支払額が分かるもの
 - ・事業所得や不動産所得のある方は収支の内訳が分かるもの(収支内訳書など)
- 各種控除に関する書類
 - ・生命保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)の支払額などの証明書(原本)
 - ・社会保険料の支払額が分かるもの(国民年金は日本年金機構が発行した控除証明書の原本)
 - ・障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

- ※要介護認定者が障害者控除の対象になる場合があります。詳細は高齢福祉課(TEL 23-5821)へ問い合わせください
- ・その他、寄付金控除証明書(原本)など

医療費控除を受ける方

- 医療費控除の明細書
- 健康保険や生命保険などの医療給付などの明細書
- ※医療保険者が交付する医療費通知の添付で、明細の記入を省略可
- ※平成29年～平成31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示で代替可

セルフメディケーション税制を受ける方

- スイッチOTC医薬品の購入を証明できる書類
- ※セルフメディケーション税制の明細書の添付で代替可
- 申告者本人が特定健診などを受診していることを証明する書類
- ※医療費控除とセルフメディケーション税制は併用不可

市・県民税、所得税などの申告受付を開始

所得税などの確定申告

関 多治見税務署 TEL 22-0101(代表)

次に該当する方は、多治見税務署で申告してください。

- 事業所得、不動産所得などの所得があり、収支内訳書を作成していない方
 - 土地や建物、株などを売却したことによる譲渡所得のある方
 - 青色申告、災害などによる雑損控除、住宅借入金等特別控除の初年度分の申告の方
 - 繰越損失のある方
 - 準確定申告をされる方
 - 平成28年分以前の確定申告をされる方
 - 消費税、贈与税の申告の方
- ※所得が給与のみの方、年金のみの方、還付申告の方は、市役所でも申告可



時 2月16日(金)～3月15日(木) 9:00～17:00(受付は16:00まで) ※土・日曜日を除く

対 所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税や地方消費税、贈与税の申告

※駐車場台数に限りがあるため、駅北立体駐車場(90分間無料)を利用してください

年金所得者の申告手続きの簡素化

次の全てに該当する方は所得税の確定申告書の提出が不要です。

- 平成29年中の公的年金などの収入金額が400万以下の方
- その他の所得金額が20万円以下の方

※所得税の還付を受けるため、確定申告書を提出することは可

※確定申告書を提出しない場合でも、市・県民税の申告が必要となる場合あり

市・県民税の申告書の提出が必要な方

- 平成29年中に給与や公的年金以外の収入がある方
- 所得税の還付は無いが、扶養や社会保険料など、所得控除の追加がある方

国税庁のホームページ 確定申告書等作成コーナー

給与所得者や公的年金所得者の方向けの申告書作成画面は、初めての方でも操作ができます。作成した申告書などは、e-Tax(電子申告)を利用して、データ送信するか、印刷して提出するか、いずれかの方法が選択できます。



納税は口座振替の振替納税が安心・便利です

社会保障・税番号(マイナンバー)制度における確定申告や市・県民税申告手続きの取り扱い

個人の場合

平成28年分以降の申告については、個人番号(マイナンバー)の記載、本人確認(番号および身元確認)書類の提示(または写しの添付)が必要です。

【例】番号確認と身元確認ができる書類

- ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- ・通知カードと運転免許証など
- ・個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写しと運転免許証 など

法人の場合

平成28年1月1日以降に開始する事業年度から、法人番号の記載が必要です。

※国税に関する社会保障・税番号(マイナンバー)制度の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください



国税の納付手続き

確定申告により、納付すべき税額がある場合、申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書などによる納税の通知はありませんので注意してください。

税理士による無料税務相談を開設

時 2月23日(金)、26日(月)
9:30～12:00、13:00～16:00

場 駅北庁舎 4階大ホール

対 次のいずれかに該当する方

- ① 平成28年分の所得金額が300万円以下の方
- ② 平成29年分の消費税の基準期間の課税売上高が3,000万円以下でかつ①に該当する方
- ③ 給与所得者や年金受給者の方

※申込不要